

## 令和2年第6回函館市教育委員会定例会 会議録

1	日 時	令和2年(2020年)6月24日(水) 午後1時30分
2	場 所	教育委員室
3	出席者	辻教育長, 藤井委員, 小葉松委員, 須田委員, 青田委員
4	欠席者	
5	事務局	堀田生涯学習部長, 松田学校教育部長, 吉本生涯学習部次長, 池田生涯学習部次長, 瀬戸教育政策推進室長, 東出管理課長, 佐藤施設課長, 小濱学校教育課長, 大室教育政策課長
6	傍聴者	0人
7	付議事項	
日程第1	報告事項	尾札部中学校・臼尻中学校統合校新築基本設計の概要について
日程第2	議案第1号	職員の処分の決定に関し, 議決を求めることについて
日程第3	議案第2号	函館市教育振興審議会に対する諮問事項に関し, 議決を求めることについて
日程第4	議案第3号	函館市民スケート場条例施行規則の制定に関し, 議決を求めることについて
日程第5	議案第4号	函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し, 議決を求めることについて
	議案第5号	函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
日程第6	議案第6号	函館市いじめ防止対策審議会委員の解嘱に関し, 議決を求めることについて
	議案第7号	函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
日程第7	議案第8号	博物館協議会委員の解任に関し, 議決を求めることについて
	議案第9号	博物館協議会委員の任命に関し, 議決を求めることについて
<b>■辻教育長</b>		
	○ 開会宣言	午後1時30分
	○ 議事録署名人に,	藤井委員, 小葉松委員を選任。
	○ 本日の日程のうち,	日程第1, 報告事項「尾札部中学校・臼尻中学校統合校新築基本設

計の概要について」および日程第2，議案第1号「職員の処分の決定に関し，議決を求めることについて」を「秘密会」としたいが，いかがか。

- 異議がないので，秘密会とさせていただく。
- それでは，日程第1，報告事項「尾札部中学校・臼尻中学校統合校新築基本設計の概要について」説明を求める。

(秘密会につき，会議録省略)

#### ■辻教育長

- これで報告事項を終了する。
- 次に，日程第2，議案第1号「職員の処分の決定に関し，議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき，会議録省略)

#### ■辻教育長

- 議案第1号については，原案のとおり決定する。
- 次に，日程第3，議案第2号「函館市教育振興審議会に対する諮問事項に関し，議決を求めることについて」を諮る。

#### ■学校教育部長

- 議案第2号「函館市教育振興審議会に対する諮問事項に関し，議決を求めることについて」説明する。諮問事項は，「令和2年度教育委員会の事務の点検および評価報告書（案）について」である。教育委員会は，地方行政の組織および運営に関する法律第26条の規定に基づき，その権限に属する事務の管理および執行の状況について，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り，点検および評価を行い，その結果に関する報告書を議会に提出し，公表することが義務づけられている。報告書の作成にあたり，函館市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき，函館市教育振興審議会に諮問するものである。

#### ■辻教育長

- 議案第2号について，何かあるか。

■青田委員

- 今後のスケジュールはどうなっているのか。

■大室教育政策課長

- 今後、教育振興審議会を開催し、9月に答申をいただきたいと考えている。

■青田委員

- 教育振興審議会からの答申に基づいて、もう一度教育委員会で議論する機会はあるのか。

■学校教育部長

- 昨年度と同様に、教育振興審議会の答申について教育委員会に報告させていただき、その後、報告書の決定について教育委員会にお諮りする予定である。

■青田委員

- それまでの間に教育委員から報告書（案）について意見があった場合には、どうすればよいか。

■学校教育部長

- ご意見があれば教育振興審議会に反映させていただくので、早い段階でご意見をいただければと考えている。

■辻教育長

- 議案第2号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第3号「函館市民スケート場条例施行規則の制定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第3号「函館市民スケート場条例施行規則の制定に関し、議決を求めることについて

て」説明する。本件は、5月15日開催の教育委員会臨時会で制定依頼の議決をいただき、先の市議会定例会で議決された函館市民スケート場条例に関わり、必要な事項を定めるため、施行規則を制定しようとするものである。規則の概要であるが、第1条は、制定の「趣旨」に関する規定である。第2条は、「供用期間および供用時間」に関する規定である。供用期間は、1月2日から2月第3日曜日までの日および12月第2土曜日から12月30日までの日としている。供用時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日および市立小中学校冬季休業期間においては、専用使用は午前10時から午後10時まで、個人使用または団体使用は午前10時から午後7時までとし、それ以外の日においては、専用使用は午後0時から午後10時まで、個人使用および団体使用は午後0時から午後7時までとしている。第3条は、「使用許可の申請」に関わる規定である。使用にあたる手続きや申込期間などを規定している。第4条から第7条は、使用の許可や変更許可の申請、使用の中止時の届出の手続きなどについて規定している。第8条から第10条は、施設の使用料にかかる後納、減免や還付に関する規定である。第11条から第15条は、特別設備等の申請や、入場者の遵守事項のほか、損傷した場合の届出などについて規定している。第16条は、「指定管理者に管理を行わせる場合の読替え」についての規定である。使用申請の受理、許可や各種届出の受付などを指定管理者に行わせるための規定となっている。第17条は、規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めることを規定している。次に、附則であるが、この規則は、条例の施行の日から施行するものである。

#### ■辻教育長

- 議案第3号について、何かあるか。

(意見なし)

#### ■辻教育長

- 議案第3号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第4号「函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第5号「函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

#### ■学校教育部長

- 議案第4号および議案第5号の2件について、順次、説明する。まず、議案第4号「函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人から

の辞任の申し出により、木村久美子氏ほか1名を本日をもって解嘱しようとするものである。次に、議案第5号「函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として、横山昭子氏ほか1名を本日より前任者の残任期間である令和3年8月31日まで、委嘱しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第4号および議案第5号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第4号および議案第5号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第6、議案第6号「函館市いじめ防止対策審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第7号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第6号および議案第7号の2件について、順次、説明する。まず議案第6号「函館市いじめ防止対策審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により、中村吉秀氏を本日をもって解嘱しようとするものである。次に、議案第7号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として、風間和夫氏を本日より前任者の残任期間である令和4年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第6号および議案第7号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第6号および議案第7号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第7、議案第8号「博物館協議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」および議案第9号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第8号および議案第9号の2件について、順次、説明する。まず議案第8号「博物館協議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により、角田信一氏を本日をもって解任しようとするものである。次に、議案第9号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」であるが、解任される委員の後任として、若山恵美氏を本日から前任者の残任期間である令和4年2月21日まで任命しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第8号および議案第9号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第8号および議案第9号については、原案のとおり決定する。

■終了宣言

- 午後2時1分

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 中田 壮研